

## 障がい者(児)施設・事業者の業務管理体制の整備の届出に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号、以下「障害者総合支援法」という。)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、障害者総合支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)及び児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)に定めるもののほか、障がい者(児)施設・事業者の業務管理体制の整備の届出に関し必要な事項を定める。

### (業務管理体制の届出)

第2条 障害者総合支援法第51条の2第2項、第51条の31第2項、児童福祉法第21条の5の26第2項、第24条の19の2、第24条の38第2項の規定による届出は、障害者総合支援法施行規則第34条の28第1項、第34条の62第1項、児童福祉法施行規則第18条の38第1項、第25条の23の2第1項及び第25条の26の9第1項に掲げる事項について第1号及び第2号様式により行うものとする。

### (届出事項の変更)

第3条 障害者総合支援法第51条の2第3項、第51条の31第3項、児童福祉法第21条の5の26第3項、第24条の19の2、第24条の38第3項の規定による届出事項の変更は、障害者総合支援法施行規則第34条の28第2項、第34条の62第2項、児童福祉法施行規則第18条の38第2項、第25条の23の2第2項及び第25条の26の9第2項に掲げる事項について第3号及び第4号様式により行うものとする。

### (区分の変更の届出)

第4条 障害者総合支援法第51条の2第4項、第51条の31第4項、児童福祉法第21条の5の26第4項、第24条の19の2、第24条の38第4項の規定による区分の変更の届出は、障害者総合支援法施行規則第34条の28第3項、第34条の62第3項、児童福祉法施行規則第18条の38第3項、第25条の23の2第3項及び第25条の26の9第3項に掲げる事項について第1号及び第2号様式により行うものとする。

### (関係機関への情報提供)

第5条 知事は、第2条から前条までの規定による届出に関し、国、市町村に対して、情報を提供することができる。

### (実施細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、障がい者(児)施設・事業者の業務管理体制の整備の届出に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年 7 月 25 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 11 月 22 日から施行する。